

## 「横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例」の一部改正について

### 1 改正公職選挙法について

平成29年の公職選挙法改正により、平成31年3月1日以後に期日を告示される都道府県議会及び市議会の議員の選挙から、候補者が選挙運動のためのビラ（以下「ビラ」といいます。）を頒布できるようになり、有権者にとって候補者の政策等を知る機会が拡充されました。そして、ビラの作成に係る費用については、条例で定めるところにより、公費負担ができるようになりました。

#### 〈指定都市議会議員の選挙運動で頒布できるビラについて〉

規 格	29.7センチメートル×21センチメートル（A4判以内）
種 類	候補者1人につき、選挙管理委員会に届け出たビラ2種類以内
枚 数	8,000枚以内（選挙管理委員会が交付する証紙をビラに貼付）
頒布方法	次の4つの方法に限られる。 新聞折込み、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内、 街頭演説の場所

### 2 条例改正の趣旨

公費負担制度は、資金力のある候補者が有利になることのないように候補者間の選挙運動の機会均等を図るための制度であり、平成19年に頒布が解禁された市長選挙のビラは、同年の条例改正により公費負担が可能となっています。

今回の条例改正は、市議会議員の選挙においても、ビラの作成に係る費用について公費で負担することができるようにするものです。

なお、選挙の結果、供託物を没収された候補者は、対象外となります。

### 3 施行期日

平成31年3月1日（改正公職選挙法施行日）

#### （参考）ビラ作成費用にかかる公費負担の限度額

1枚あたりの単価限度額 7円51銭

市議会議員選挙の限度額 7円51銭×8,000枚＝ 60,080円